

1. 地震災害体制発令基準

体制区分	港湾空港部関係地震災害対策本部 (港湾空港部)	港湾空港関係地震災害対策部 (事務所)
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ①管内で震度4の地震が発生した場合 ②港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合 ③港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①事務所管内で震度4の地震が発生した場合 ②港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ③対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ①管内で震度5弱もしくは5強の地震が発生した場合 ②港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合 ③港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①事務所管内で震度5弱もしくは5強の地震が発生した場合 ②港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ③対策部長が必要と判断した場合
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ①管内で震度6弱以上の地震(但し、大阪市内にあっては震度5強以上の地震)が発生した場合 ②港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合 ③近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合 ④港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①事務所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ②地震、津波等により港湾施設等に甚大な被害が発生し、今後も被害の拡大が懸念される場合 ③港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④対策部長が必要と判断した場合

2. 津波災害体制発令基準

体制区分	湾空港部関係津波災害対策本部 (港湾空港部)	港湾空港関係津波災害対策部 (事務所)
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ①気象庁が管内の地域で津波注意報を発表した場合 ②港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合 ③港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①気象庁が事務所管内の地域で津波注意報を発表した場合 ②港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ③対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ①気象庁が管内の地域で津波警報(津波)を発表した場合 ②港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合 ③港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①気象庁が事務所管内の地域で津波警報(津波)を発表した場合 ②港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ③対策部長が必要と判断した場合
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ①気象庁が管内の地域で津波警報(大津波)を発表した場合 ②港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合 ③近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合 ④港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①気象庁が事務所管内の地域で津波警報(大津波)を発表した場合 ②地震、津波等により港湾施設等に甚大な被害が発生し、今後も被害の拡大が懸念される場合 ③港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④対策部長が必要と判断した場合

3. 風水害体制発令基準

体制区分	港湾空港部関係風水害対策本部 (港湾空港部)	港湾空港関係風水害対策部 (事務所)
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ①強い風雨の継続が予想され、これにより国有港湾施設が高潮、波浪等に伴い重大な被害の発生が想定される場合 ②管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、暴風雨、高潮、波浪により重大な被害が生じた場合で、今後も被害の拡大が想定され、技術的支援が必要となる場合 ③港湾空港関係事務所が注意体制同等の体制を発令した場合 ④港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①気象庁が事務所管内の地域で波浪警報（但し、カムインズ予測値がH1/3=3.5mを越えた場合）又は高潮警報を発令した場合にあって、国有港湾施設に重大な被害の発生が想定される場合 ②台風時に事務所管内が強風域(平均風速 15m/s 以上)に入り、かつ、暴風域(平均風速 25m/s 以上)に入る恐れがある場合 ③事務所管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、暴風雨、高潮、波浪により重大な被害が生じた場合で、今後も被害の拡大が想定され、技術的支援が必要となる場合 ④港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ⑤対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ①暴風雨、高潮、波浪等により、国有港湾施設に重大な被害が発生した場合 ②管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、暴風雨、高潮、波浪等により重大な被害が生じ、これにより長期間もしくは広範囲にわたって港湾機能又は市民生活に影響が生じる又は生じる事が懸念される場合 ③港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合 ④港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①暴風雨、高潮、波浪等により、国有港湾施設に重大な被害が発生した場合 ②事務所管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、暴風雨、高潮、波浪等により重大な被害が生じ、これにより長期間もしくは広範囲にわたって影響が生じる又は生じる事が懸念される場合 ③港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④対策部長が必要と判断した場合
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ①海岸保全施設が破堤、越流等により、広範囲にわたって甚大な被害が発生し、今後もこれが拡大する事が懸念される場合 ②暴風雨、高潮、波浪等により港湾施設に甚大な被害が発生し、今後も被害の拡大が懸念される場合 ③港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合 ③近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合 ④港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①海岸保全施設が破堤、越流等により、広範囲にわたって甚大な被害が発生し、今後もこれが拡大する事が懸念される場合 ②暴風雨、高潮、波浪等により事務所管内の港湾施設に甚大な被害が発生し、今後も被害の拡大が懸念される場合 ③港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④対策部長が必要と判断した場合

4. 油流出事故災害体制発令基準

体制区分	港湾空港部関係油流出事故災害対策本部 (港湾空港部)	港湾空港関係油流出事故災害対策部 (事務所)
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ①海上へ油流出が見込まれ、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害の発生が想定される場合 ②海上へ油流出が見込まれ、これにより港湾機能に重大な影響が想定される場合 ③港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合 ④港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①海上へ油流出が見込まれ、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害の発生が想定される場合 ②海上への油流出が見込まれ、これにより港湾機能に重大な影響が想定される場合 ③港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ①海上油流出事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合 ②海上油流出事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じる事が懸念される場合 ③海上保安庁長官から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定に基づく要請があった場合において、当局の油回収船より油防除作業を行う場合 ④港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合 ⑤港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①海上油流出事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合 ②海上油流出事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じる事が懸念される場合 ③港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④対策部長が必要と判断した場合
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ①海上油流出事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生、もしくは長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合 ②海上保安庁長官から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定に基づく要請があった場合において、国土交通省の大型油回収船により大規模な油防除作業を行う場合 ③港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合 ④近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合 ⑤港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①海上油流出事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合 ②海上油流出事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合 ③港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④対策部長が必要と判断した場合

5. 海洋汚染以外の海上災害体制発令基準

体制区分	海洋汚染以外の海上災害対策本部 (港湾空港部)	海洋汚染以外の海上災害対策部 (事務所)
注意体制	①海上事故が発生し、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に影響が生じると想定される場合 ②港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合 ③港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合	①海上事故が発生し、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に影響が生じると想定される場合 ②港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ③対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	①海上事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合 ②海上事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合 ③港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合 ④港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合	①海上事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合 ②海上事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合 ③港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④対策部長が必要と判断した場合
非常体制	①海上事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が予想される場合 ②海上事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、今後も影響の拡大が予想される場合 ③港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合 ④近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合 ⑤港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合	①海上事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生したさらに今後も被害の拡大が予想される場合 ②海上事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、今後も影響の拡大が予想される場合 ③港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④対策部長が必要と判断した場合

6. 港湾危険物等災害体制発令基準

体制区分	港湾危険物等災害対策本部 (港湾空港部)	港湾危険物等災害対策部 (事務所)
注意体制	①危険物等の漏洩、流出、爆発等が見込まれ、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害の発生が想定される場合 ②危険物等の漏洩、流出、爆発等が見込まれ、これにより港湾機能に重大な影響が想定される場合 ③港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合 ④港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合	①危険物等の漏洩、流出、爆発等が見込まれ、これにより港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害の発生が想定される場合 ②危険物等の漏洩、流出、爆発等が見込まれ、これにより港湾機能に重大な影響が想定される場合 ③港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	①港湾危険物等事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合 ②港湾危険物等事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合 ③港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合 ④港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合	①港湾危険物等事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は保全施設に重大な被害が発生した場合 ②港湾危険物等事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合 ③港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④対策部長が必要と判断した場合
非常体制	①港湾危険物等事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合 ②港湾危険物等事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合 ③港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合 ④近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合 ⑤港湾空港部対策本部長が必要と判断した場合	①港湾危険物等事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合 ②港湾危険物等事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合 ③港湾空港部災害対策本部長が指示した場合 ④対策部長が必要と判断した場合

7. その他災害体制発令基準

体制区分	港湾空港部関係その他災害対策本部 (港湾空港部)	港湾空港関係その他災害対策部 (事務所)
注意体制	<p>①火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等(保安事案は除く)が発生又は発生が想定され、これにより港湾施設又は海岸保全施設の被害に対し注意(準備)が必要な場合</p> <p>②火災が発生し、これにより港湾施設又は海岸保全施設の被害に対し注意(準備)が必要な場合</p> <p>③港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合</p> <p>④港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>①火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等(保安事案は除く)が発生又は発生が想定され、これにより港湾施設又は海岸保全施設の被害に対し注意(準備)が必要な場合</p> <p>②火災が発生し、これにより港湾施設又は海岸保全施設の被害に対し注意(準備)が必要な場合</p> <p>③港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④対策部長が必要と判断した場合</p>
警戒体制	<p>①火災、火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等(保安事案は除く)が発生し、これにより港湾施設又は海岸保全施設に被害の恐れがある場合</p> <p>②港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合</p> <p>③港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>①火災、火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等(保安事案は除く)が発生し、これにより港湾施設又は海岸保全施設に被害の恐れがある場合</p> <p>②港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>③対策部長が必要と判断した場合</p>
非常体制	<p>①火災、火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等(保安事案は除く)が発生し、これにより市民生活に甚大な被害が生じた場合</p> <p>②港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合</p> <p>③近畿地方整備局その他災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④港湾空港部対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>①火災、火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等(保安事案は除く)が発生し、これにより市民生活に甚大な被害が生じた場合</p> <p>②港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>③対策部長が必要と判断した場合</p>